

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するとともに、防災・安全対策等、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な普及拡大及び整備促進を図るとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置等を講じること。
2. 下水道事業経営の健全化を図るため、所要の地方債資金を確保するとともに、下水道事業債の償還期間を延長すること。
また、公営企業繰出金に対する地方財政措置を拡充すること。
なお、補償金免除繰上償還制度を再構築するとともに、適用要件を緩和すること。
3. 市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後の流域下水道事業については、都道府県による施設管理の継続や特例期間を延長するとともに、必要な財政措置を講じること。
4. 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう、必要な方策を検討すること。